

建設工事に係る技術業務の契約等における企業の実績 及び配置予定管理技術者の経験に関する要件緩和について

各地方防衛局等が発注する建設工事に係る技術業務では、一般競争入札等の競争参加資格において、参加企業及び配置予定管理技術者に対し元請けとしての実績（経験）を求めています。

他方、現在、建設工事に係る技術業務の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているものの、元請け受注でないことから入札に参加できない場合もあると承知しており、このような状況を改善するため、令和5年12月1日以降に入札公告または手続開始の公示を行う建設工事に係る技術業務を対象に、次のとおり企業の実績及び配置予定管理技術者の経験について要件を緩和することとします。

再委託としての実績（経験）の採用

従来の元請けとして完了・引渡しが完了した業務に加え、防衛省発注の総合発注業務[※]の再委託として完了・引渡しが完了した業務についても、実績（経験）として採用することとします。

※総合発注業務とは、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち、複数の職種の業務を一括で発注した業務をいいます。

技術評価における要件緩和、評価基準等

評価項目	判断基準	要件緩和
企業の実績 及び能力	業務実績	同種又は類似業務であれば、元請けのほか防衛省発注の総合発注業務の再委託としての業務実績も評価
	業務成績	対象業務と同一業種であれば、元請けとしての業務のほか、防衛省発注の総合発注業務の再委託としての業務成績も評価
	優秀業務顕彰等	元請けとしての業務のほか、防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務の顕彰等の実績も評価
配置予定管理技術 者の経験及び能力	業務経験	同種又は類似業務であれば、元請けのほか総合発注業務の再委託としての業務経験も評価
	業務成績	【変更なし】
	資格	【変更なし】
	優秀業務顕彰等	【変更なし】
	技術者資格	【変更なし】
その他	ワーク・ライフ・バランス	【変更なし】
	若手技術者の活用	【変更なし】
	女性技術者の配置	【変更なし】
	事故及び不誠実な行為	【変更なし】

要件緩和を踏まえた技術提案等評価表

赤字部分が要件緩和項目

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト (点)
	判断基準		
業務実績	業務実績	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 元請けとしての同種業務の実績 ② 元請けとしての類似業務の実績 ③ 防衛省発注の総合発注業務の再委託としての同種業務の実績 ④ 防衛省発注の総合発注業務の再委託としての類似業務の実績</p>	<p>① 15 ② 5 ③ 15 ④ 5</p>
	地域業務実績	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を評価する。</p> <p>以下が評価例である。</p> <p>① 元請けとしての○○市内の同種又は類似業務実績 ② 元請けとしての○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 防衛省発注の総合発注業務の再委託としての○○市内の同種又は類似業務実績 ④ 防衛省発注の総合発注業務の再委託としての○○県内の同種又は類似業務実績 ⑤ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 5 ④ 2 ⑤ 0</p>
企業の実績及び能力	業務成績	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評価点を下記の①から⑮のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る（ただし、総合発注業務の再委託については防衛省発注事業のみ。）。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 ⑪ 当該発注者が発注した総合発注業務の再委託で80点以上 ⑫ 当該発注者が発注した総合発注業務の再委託で75点以上80点未満 ⑬ 当該発注者が発注した総合発注業務の再委託で70点以上75点未満 ⑭ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した総合発注業務の再委託で80点以上 ⑮ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した総合発注業務の再委託で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 ⑪ 3 ⑫ 2 ⑬ 1 ⑭ 2 ⑮ 1</p> <p>(最大30点)</p>
	成績・表彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評価点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	1件あたり-10
	優秀業務顕彰等	<p>当該年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑩のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑩までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰 ② 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ③ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ④ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰 ⑤ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞） ⑥ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞） ⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞） ⑧ 総合発注業務の再委託として受注した大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰 ⑨ 総合発注業務の再委託として受注した当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ⑩ 総合発注業務の再委託として受注した他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>① 5 ② 4 ③ 2 ④ 1 ⑤ 4 ⑥ 3 ⑦ 2 ⑧ 2 ⑨ 2 ⑩ 1</p> <p>(最大10点)</p>

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
	判断基準		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 元請けとしての同種業務の経験 ② 元請けとしての類似業務の経験 ③ 総合発注業務の再委託としての同種業務の経験 ④ 総合発注業務の再委託としての類似業務の経験	① 15 ② 5 ③ 15 ④ 5
	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下が評価例である。 ① 元請けとしての○○市内の同種又は類似業務経験 ② 元請けとしての○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 総合発注業務の再委託としての○○市内の同種又は類似業務経験 ④ 総合発注業務の再委託としての○○県内の同種又は類似業務経験 ⑤ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 5 ④ 2 ⑤ 0
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務成績	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評価点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。） ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30点)
	業績・表彰	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評価点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	1件あたり-10
	優秀業務顕彰等	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（令和○年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から④のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から④までの各項目で最大3件まで評価、等）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰 ② 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ③ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ④ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	① 5 ② 4 ③ 2 ④ 1 (最大10)
資格要件	技術者資格	建 築 ・1級建築士 ・その他	5 0
		土 木 設 計 ・技術士 ・博士 ・RCCM ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・その他	5 3 0
	土 木 監 理 ・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・RCCM ・その他	5 3 0	

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)			
	判断基準					
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	電 気 設 備	・ 建築設備士 ・ 1級建築士 ・ 技術士 ・ R C C M	5	
			・ 1級電気工事施工管理技士 ・ その他	3 1 0		
			機 械 設 備	・ 建築設備士 ・ 1級建築士 ・ 技術士 ・ R C C M	5	
			・ 1級管工事施工管理技士 ・ その他	3 1 0		
			通 信 設 備	・ 建築設備士 ・ 1級建築士 ・ 技術士 ・ R C C M	5	
			・ 1級電気通信工事施工管理技士 ・ その他	3 1 0		
			測 量	・ 測量士 ・ その他	5 0	
			地 質 調 査	・ 技術士 ・ 地質調査技士 ・ R C C M ・ 博士 ・ その他	5 0	
			防 衛 施 設 整 備 監 理 業 務	・ 技術士 ・ 1級建築士 ・ 1級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・ 公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事陰湿確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ R C C M ・ その他	5 3 0	
			防 衛 施 設 技 術 審 査 業 務	・ 技術士 ・ 1級建築士 ・ 1級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・ 公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事陰湿確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ R C C M ・ 公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・ 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者 ・ その他	5 0	
			そ の 他	・ 技術士 ・ 1級建築士 ・ 1級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・ 公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事陰湿確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ R C C M ・ 〇〇を実施した経験を有する者 ・ 〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者 ・ その他	5 0	
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】			

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
	判断基準		
配置予定 担当技術者の 経験	業務 経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 元請けとしての同種業務の経験 ② 元請けとしての類似業務の経験 ③ 総合発注業務の再委託としての同種業務の経験 ④ 総合発注業務の再委託としての類似業務の経験 ⑤ 経験なし	① 15 ② 5 ③ 15 ④ 5 ⑤ 0
	地域 業務 経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下が評価例である。 ① 元請けとしての○○市内の同種又は類似業務経験 ② 元請けとしての○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 総合発注業務の再委託としての○○市内の同種又は類似業務経験 ④ 総合発注業務の再委託としての○○県内の同種又は類似業務経験 ⑤ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 5 ④ 2 ⑤ 0
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
	判断基準		
その他	ワーク ・女性活躍推進法に基づく認定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)をいう。 ・次世代法に基づく認定 (次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ・若者雇用促進法に基づく認定 (青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 いずれか一つの認定を受けていれば評価する。		1
	若手 技術者の 活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 (最大2)
	女性 技術者の 配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 (最大2)
	事故 及び 不誠 実な 行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等） ① 指名停止期間（累積）：6月以上 ② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満 ③ 指名停止期間（累積）：3月未満 ④ 書類注意（警告） ⑤ 口頭注意 ※ 公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、公告日から開札日までの前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。 【安全保障業務、除外業務及び基準額未済の場合にのみ評価するものとする。】	

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
		判断基準	
口 業務 の 工 程 施 工 方 案 ・ そ の 他	業 務 理 解 度	業務の実施方針となる目的・内容及び余剰量の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実 施 手 順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	そ の 他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10

必要に応じて選択する。

防衛省 整備計画局建設制度官付
建設契約審査班 03-3268-3111 (内線) 36443、36448